

(様式第1号)

平成21年度第2回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日 時	平成21年5月7日(木) 10:00~12:00
場 所	市役所北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉  教育長 藤原 周三 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事務局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 会議の進め方について
- (4) (仮称)芦屋市文化基本条例原案について
- (5) 次回の策定委員会について
- (6) その他
- (7) 閉会

2 提出資料

(仮称)芦屋市文化基本条例原案

3 審議経過

<開会>

(中川委員長) では、よろしいですか。それでは第2回になりました。芦屋市文化基本条例原案策定委員会を始めさせていただきます。本日は全員おそろいですか。

(事務局) はい。全員おそろいです。

(中川委員長) ご欠席はないということです。今回は第1回ということでしたから、顔合わせと文化基本条例策定についての思い、ご見解等をお聞かせいただいたことごさいます。本日はそれを少し具体的段階に入っていければと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、次第に入ります前に本日の傍聴者は、おられますか。

(事務局) 一人、教育委員さんが来ておられます。

(中川委員長) 分かりました。それではよろしくお願いたします。次に、資料の確認について事務局からご説明お願いたします。

(事務局) 本日お配りしております資料は、芦屋市文化基本条例原案を配布しております。ご確認ください。また、補助資料として郵送でお送りしておりますが、先進市の条例策定経過の資料として京都市、静岡県、明石市、横須賀市その他の市につきましては資料の入手が困難でした。一部になります。配布させていただきました。本日、明石市の明石文化芸術創生条例が3月市議会で可決され公布されておりますので一部写しをお渡ししております。それと芦屋市の資料といたしまして、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例、芦屋市交通バリアフリー基本構想と芦屋の教育指針ダイジェスト版、芦屋の古代史、芦屋川が育んだ歴史探訪を配布しております。以上でございます。

(中川委員長) ありがとうございます。それでは、委員の皆様にお伺いたします。前回ですね、条例原案ということを目の前に置かずに言いたい放題言おうかということで、弘本副委員長とご相談した上で回数の限りがありますので、それなりにベースがないと進めきれないのではないかと懸念しました。原案は一度おいてもらって、原案に忠実に話を進めなければならないということはあまり思わないで、材料としていただいて、自由に議論いただく方向でいこうかということをお話したので、今お手元にあるものは、それらはいくらでも加工修正できますのでご存分にご意見を言っていただきたいと思います。もっとも手元に何かなければ他の自治体の条例に足を引きずられるというか、危険性もあるということですので、こういう原案を事務局としては出していただいたということでご理解いただければと思います。

それでは、次の会議の進め方について何かご意見がありましたらどうぞ自由におっしゃっていただきますようお願いいたします。

(神棒委員) 昨日連休の終わりになって、資料ですねかなりのボリュームがあって全部は完全に頭に入ってないですが資料を読みまして、京都なんかは非常にこういう文化行政の先駆者で、参考になる点があるかなと思って読んだのですがあまりピンとこない。前回の文化行政推進懇話会でもできるだけ行政をしばって、できるだけ市民に対する援助を義務づけるという方向にもっていきたいという皆さんのご意見が強かったと思うのですが、そういう点でいうと私個人は繰り返し同じようなことを申し上げて申し訳ないのですが、やはり教育というのは若者に対する支援を、今、日本全体に渡って非常に不十分だ、特に小学校、せいぜい中学校への支援をできるだけ予算的にも厚くして、我々60歳以上の人間は比較的恵まれた教育なり、機会を与えられて豊かな生活がある程度享受できたのですが、今、新聞を読みますと非常にひどい状況に置かれてですね、生きるのに精一杯だという方がどんどん増えてきて、これでは具合が悪いので、何とか若い人に対する支援をどういうふうに具体化するかという点で重点を置いていただきたいと思います、重ねて要望したいと思っています。

(中川委員長) それは多分、市の責務と役割の辺りをどういうふうに具体的にすることですね。

(神棒委員) はい。ですから、例えばこの立派な資料をいただいたんですが、これと我々の文化行政とをできるだけひっつけていききたいという私個人の要望でございます。つまり平たく言うと、高齢者に対する援助はいいかげんにしないと行きがたい、という。

(中川委員長) 子ども、教育ということですね。はい、分かりました。他ございましたら。

村上委員さんいかがでしょうか。

(村上委員) 会議の進め方についてですよね。

(中川委員長) はい。

(村上委員) 今ご意見があったように、それぞれの委員の方が、この間も最後に意見を出す場があったのですけれども、基礎資料を読んできた上で自分が一番押すところをそれぞれ言われて、それを参考にするという進め方がいいのではないかと思います。私もこの前最後に言ったんですけれども、教育に関することを充実していただきたいので、教育に関する部分をきちんと盛り込んで、それをどこまで市の責務でしぼりをいれるかというところが問題になると思うんですけれども、こないだも委員長がおっしゃったように、どこまでしぼるかが一つのキーポイントになるということで、あまりしぼりすぎると結局はできないことになったりしてしまうので、できないことを無理やりする必要はないので、そのあたりのことも意見を出し合って構築していけたらと思います。

(中川委員長) はい。分かりました。では、平山委員さん。

(平山委員) 会議の進め方については委員長が言われたことでいいと思います。あと、教育とかどこに重点を置くかということですが、推進していく市の責務をはじめ他にも色々あると思いますけれども、文言の条例にあたっての語尾のどういう付け方というか、どこまでどのようにやるのかという判断なのですが、読んでいて思ったのですけれども一つの芸術文化に対して考え方がステレオタイプのところと、委員長がおっしゃったように都市そのものを文化と表現したものと、捉え方を広げているところではちょっと文化の範囲といえますか、どこまでを市としての総合施策の中に入れていくかという根幹部分がちょっと変わってくるかなという思いがありますので、やはり小さい所の議論ももちろん良いと思いますし、こういうところを入れた方がいいという話もあると思いますけれども、大きくどういうふうにつまようかというところを少ししっかりと最初に、目的、理念ですか、皆さんで決めて、意見交換して、そこから具体的話に入っていくのだろうなというようなことを思っております。

(中川委員長) すいませんが、話が後先になっているのですが、平山委員さんに申し上げているのではなくて、皆さんに申し上げているのですが、既に文化振興ビジョンの原型はつくっておられるのですよね、方針は。前回の委員会で、ですからそれを後ろで支える文化基本条例を作ろうという話なので、具体の事業計画というのは実は条例の中であまり議論はできないと私は思っているのです。そうじゃなくて、計画の中に方針とか、計画の中に事業とかを盛り込んでいかないといけないかなと思う。それが、首長が替わったとか、議会の構成が替わったとかでぐらぐらしないように条例でバックアップをするというのが本来でないのかと思います。

(平山委員) 他の市の条例には基本計画、基本施策が入っていますけれども、それは今回そこまでは至らないわけですか。

(中川委員長) というかそれは、できているということを入れて議論したらいかがでしょうか。

(井垣委員) どこにはいつているのですか。

(平山委員) できているのですか。

(中川委員長) 基本的な方針は。

(井垣委員) どこにあるのですか。

(中川委員長) 皆さん方にお配りした。

(井垣委員) 報告書ですか。ルネッサンスのことを言われているのですか。

(中川委員長) はい。方針を受けて、条例を作ろうという話ですね。

(井垣委員) あれがもう既に決まった基本方針だということですか。

(中川委員長) そういうことになっていくだろうと。

(井垣委員) そういう議論はしてないと思いますけれども。

(中川委員長) ああ、そうですか。それでは、私の言い間違いですね。あれをベースとしてあれを後ろで支える条例を作っていこうという方向に話をつないできていますので。根幹部分、フレームですよ。その辺りを議論していくということで。具体事業もちろんご提案があっていいと思うのですけれども。

(平山委員) 具体事業といっても条例ですから、そんなに具体的な事業じゃないですけども、そうすると、今言われたようにあのルネッサンスに載っていることがもう認知されているというふうに考えてよろしいのですね。

(中川委員長) はい。それを条例に生かす形だと思います。その条例の中で、計画とか、方針とか規定して、その計画とか方針の中にもっともっと細かい事業を盛り込んでいけるような形をつくらうということではないかなと。

(神棒委員) 委員長。ルネッサンスに対する、前回の答申に対する色々な批判とか訂正とか当然必要ですよ。もしあれば、こういうふうに出しているんだけど、こういうふうに付け加えたい。こういう方向に少し変えたいとか、そういうことは当然皆様方に意見としてあるわけですか。

(中川委員長) 補強とかね。修正とかね。

(神棒委員) 参加されていない方は、過去の討論が頭に入っていないから。

(中川委員長) それはそうですね。だから、それはありにした方がいいと思いますね。

(神棒委員) ですから、今委員長のご発言になると、それが一つかちりできているからという前提でおっしゃっているけれども、私なんかちょっと自ら参加しておいて申し上げて具合が悪いのですけれども、なんか文化というのは非常に難しいと、定義が。なにかいいかげんだったものが、いっぱいあったのではないかなという気がするのです。ですから今ちょっと申し上げたのですが。

(井垣委員) よろしいですか。前回色々意見が出て、本当は原案を示すべきかという議論が出ていたと思うのです。委員長がそういう方向で叩き台があった方がいいだろうということで、出すことは皆さん異議無く了解したと思いますが、話の中身からすればですね、もともとあのルネッサンスということについては、例えば明石市だと委員会がずっとあってその上に条例案も作って出しているわけですよ。芦屋のようにそこを分断しているのはですね、なぜそういうことをしたのかよく分からないのです。委員でおられた方は3人だけですか。

(中川委員長) 委員の中では3人だけです。

(井垣委員) 3人でしょ。委員会の方々が2年間研究されたことはデータとして大事にしたいとは思いますが、それを基本に、あれをベースにした条例を作る、この案を作りなさいよと言われて後の6人はどうするんですか。だから、第1回、第2回が今日ですね、それについてきちんとした説明をいただいて議論して、あれが我々も納得できる線だなというところを経てからですね、作っていくべきだというふうに我々は議論したつもりなんです。ですが委員長は、最終的にはまあ原案だけ出してもらおうということになって、それもいいかという形になったのですがね、必ずしも納得しているわけではないんです。

(中川委員長) 経過については事務局からご説明していただきながら共有しましょうか。

(井垣委員) それがないとね、当然あれが芸術文化だと考えている人もいれば、都市文化も入っているという人もおればですね、芦屋ルネッサンスについて中身について芦屋ファッションということが色々出てきますけれども、どうも芦屋の多額納税者をたくさん集めてセレブのお嬢様方のファッションセンス、あれを芦屋のブランドだというふうにしているかのようなイメージがあつてですね。私は納得できない部分があるんです。基本的な、芦屋が何を大事にしようとしているのか分からない。その議論を十分詰めないでですね。条例案はどこも似たり寄ったりですから、大して良さが変わるわけじゃないと思うのです。基本方針は決まっているじゃないかということですが、この基本プランを作ることが大事なので、特に参画していく市民が、どうやって参画していけるかということでその基本構想が大事なのです。それがなければ、あの条例とこの条例をとってきたってまあ似たり寄ったりで、1回や2回で会議済ませていいじゃないですかね。そういうための委員会だというならばそういう形で対応しますし、本気で議論するための委員会だと言われるのならちゃんと手順を踏んでいただきたい。

(中川委員長) はい。分かりました。では副委員長はまた後ほどで、金澤委員さん。

(金澤委員) 私もこういうお話すごく好きなんですけど、正直さっぱり分からないのです。例えば、昨日色々読ませていただいたのですが、すごく概念的で、だからこの条例があつたから具体的に変わるのかしらというようなぐらゐの文章に感じられてしまう。

例えば、こちらの神棒委員とかのお話を聞いていると、そうそう、これからの文化、世の中を背負っていく子どもたちを教育する大人たちの価値観とか、ちょうど私たちの年代かもしれませんが、何が大事かおおよそ分かってないような人々を先に教育しないと、子どもたちは救われないうらうなど。

具体的にこの世の中の恐ろしい姿をどう変えていくかというような議論になるようでもなく、お話がつかめない。そうだそうだとお二人の話を聞いていてすごく出てくるものがあるのです。けれども、条例の文章を読んでいただけではさっぱりわからなくて、何にも言葉が出てこないのがあれなんですけれども、もし言わせていただければ、こういうふうにし向けていただければ色々意見はあると思うのです。

どうも概念的なものが苦手な理屈がぼつちり出てきたとして、だからどうなるのかしらという疑問が、どうしても自分がこの会議にどう関わっていったらいいのか分からないまま皆さんのお話を興味深く聞いているのです。

たぶん皆さんも思っている根源は一緒だと思うのですが、こんな堅苦しい文章、というか法律というか条例というのは、もともとそういうものだと思うのです。もうちょっと概念的でなく実際的なことではっきりと、それを実行することによって変化が出てくるような何かがないとあんまり意味がないんじゃないかな、というのが思いとしてはあるのです。

(中川委員長) はい。分かります。それでは、竹内委員さんどうぞ。

(竹内委員) 私はこれの前の会議には入っておりませんので、芦屋ルネッサンスを読ませていただきまして、その中で総合的には施策を推進していくんだなというふうな漠然と思つていましたから、それであつては市長部局のしかも中枢のところがこの文化基本条例を所管しないとあかんのかな、そうでないと総合的な調整が取れない。今日のお話を聞きますと、教育にかなりウエイトが置かれている、その部分で、市長部局で教育の部分がどこまでいけるのかなと、総合調整をするのは市長部局で、

教育の部分は教育委員会が実施するというのであれば可能なのかなという思いで聞いておりました。

(中川委員長) 報告書では市長部局に両またがりになるということは、趣旨は盛り込んだつもりですがね。それでは砂田委員さんどうぞ。

(砂田委員) 条例の資料等送っていただいて、前の議論の中でも前文を重視した条例と儀式的というか法に基づいた部分との対比ということがお話に出ていたと思うのですけれども、読み比べてみますと、やはりその雰囲気ですかね、条例自体一つ一つ読むとついつい字に引っ張られてしまいまして、やる事業の内容、やろうとしていることに目が引っ張られてしまうのですが、もう一度戻って全体的にぼわっと読んでみるとやはりどちらに重視をおくか、前にご説明いただいた部分についてはぼんやりと感ずることはできました。今回芦屋ルネッサンスというのが前の委員会の中で、懇話会ですか、作られたというこの前提でお話を進めるのか、あるいは今話がでましたこれも単なる参考というレベルぐらいにおいて、もっと根本的なところから話を進めていくのかが、今話をしている進め方ということになるんですかね、そういうことについてはもう一度、この中で皆さんの意見の中で決めて進めていく必要があるかな。それがないと、この場の議論が宙に浮いたものになってしまいそうな気がしますので、その前提だけはこの中ではっきりと決めて進めていく必要があるかなと感じます。

(中川委員長) はい、分かりました。今のところで弘本副委員長、補足するといえますか何かありますか。

(弘本副委員長) 私は前回の懇話会から参加させていただいているということで、前回の流れから改めてお話をしますと、委員長や植田教育委員さんからもお話がありましたが、芦屋ルネッサンスという文化行政に対する提言をまとめるに当たっての背景というのは、やはり芦屋市の文化政策が相当後退していったという、特に財政的な面ですね、そんな状況の中で、それでは将来の芦屋はないのではないかという非常に大きな危機感があったと思うのです。

その財政的な厳しさはそう簡単に乗り越えられるわけではないのですけれども、しかしここで文化政策に一步踏み出していかなければ将来がないのではないかとということで検討が始まっていく中で、特に芦屋の場合は都市政策として文化政策を位置付けていくということが不可欠ではないかというような委員会としての合意というのは取れていたと思うのですね。

そこで、都市文化政策としてのあり方、行政の文化行政を支えていくための条例を作っていくことがそのためには不可欠であるというような流れの中で、この条例を作るという場を設けることになったという一連のプロセスがあったと思うのです。

そのプロセスについてはこの芦屋ルネッサンスの中の最後のところで、終わりにという最後の方ですけれども4番目で「芦屋市における文化行政の推進のあり方」というところで、一つは非常に大きな課題の一つでもありました「社会教育施設の運営のあり方」という指定管理者制度をめぐる問題を中心にして問題提起をしていることと、それから「文化行政の所管部署のあり方」は先ほどもありました市長部局であれば総合的な施策が可能であろうという発言がありましたけれども、そういう形で文化行政を所管する部署自体がその都市政策全体をにらんだ文化政策を展開していけるようなトップマネジメントの中に掌握された方が良いのではないかという考え方と、それからもう一つは、そのためには評価システムと第三者機関

は必要でしょうということを述べて、最後に一番重要な提言としてそれらも担保するために文化基本条例が必要ですよということを申し上げてしめくくっているわけです。

この流れを前回の懇話会の委員の総意を汲み取る形でこの条例の原案づくりの場が設定されたということですので、前回の懇話会に関わり提言をまとめた立場として是非その思いを汲み取っていただきたいというのが、前回から引き続きここで検討して加わっている立場としては考えているところです。

そして、提言の中でも述べていますように、芦屋市がこれから芦屋の存在意義、日本の中における、あるいは世界においても都市芦屋というものを打ち出していくそれだけの力をもっていくためには文化的な投資をいかにしていくかということが重要だということと、そのための文化的投資を引き出していくためには都市政策として位置付けていかなければ恐らく今みなさんがおっしゃっているような具体的な施策の実践というものに結びついていかないのではないかとこのように思うのです。

総合的な都市政策として文化行政を展開できるようなそのバックとなる条例を作っていきたいことを何よりも切に関係者一同で願っていたということが言えるというふうに思っているところです。

もちろん芦屋ルネッサンスに参加されていなかった方々にはなかなか情報も伝わらず、同じ温度で同じように受け取るというのはなかなか難しいであろうと思えますけれども、私がこの2回ですけれども皆さんのお話を聞く限りにおいては、私は決して芦屋ルネッサンスをまとめる段階でいわゆる表面的なブランド論だけで議論がされていたとは全く思っていませんし、むしろ芦屋という都市がもっている自然環境に恵まれた立地であるとか、そこに花開いてきた多くの芸術文化の蓄積であるとか、そこから更に培われていった生活文化のクオリティーであるといったことを芦屋の宝として重視していくべきではないかと。それを担っていく人たちに投資していくということが重要ではないかということ。

それは必ずしも表層的な頂点にいる人だけを重視したそれではなく、そこも含めてそれを支える全体としての都市の基盤を支えていくという仕組みを作っていくということであって、そのところは是非お汲み取りをいただきたいなと感じております。

(中川委員長) 本来、僕が説明しなければならないところまで説明していただいてありがとうございました。今、副委員長からもお話いただいたところで、条例の話は芦屋ルネッサンスの懇話会から続いて、そしてこの委員会が成り立っているという事実上そういう流れになっているわけですが、そもそも芦屋ルネッサンスの懇話会をつくった背景を、それをこの条例の委員会に引き継いでいった背景を事務局の方からもご説明いただけたらと思います。

(中川委員長) 教育長さんお答えいただけますか。

(藤原教育長) かいつまんで言いますと、芦屋の文化力が非常に低下しているのではないかと、というのが教育委員の中で出ました。その議論の元になったのはやはり、行政改革は実施したけれども、その中で文化行政は後退しているのではないだろうか、というのが皆さんの意見の中に非常に強く教育委員の中で出ました。それを受けて、我々としては何をすべきかということで一度芦屋の文化を考えていただきたい、ということが市長部局で出てきました。

そこで出て来たのが懇話会、その時点で問題になったのが、市長部局がやるべき

でないか、いや教育委員会でいいのではないかという議論ができましたけれども、結果としては市長部局では、まだそこまでいっていないからとりあえず教育委員会でやってくださいというのがその時の結論です。それで、中川先生をはじめとして関係者に集まっていただいてそれが懇話会、ですから懇話会というのは条例を作るだとか何か具体策を提示するだとかいうものではなくて、もっと芦屋の文化そのものを全体として考えていこうじゃないかということで、名前にしたがって懇話会ということになって、皆で出し合って話をしましょうということが、その時の目的になった。

そしてその懇話会の中で、今日皆さんの意見から出たように、芦屋の文化とは何ぞやからはじまって、非常に多岐にわたって議論がされました。何回もされました。行ったり来たりしました。最後にまとめる段階になって、どこを焦点にしてまとめていったらいいのかということになりまして、中川先生を含めてどの方も方向性がなかなか見いだせない。だから、中には神棒委員が言われたように、教育の問題だ、いや景観の問題だ、いや芦屋のブランド力だ、というような非常に人によって意見がバラバラになってしまった。

そこで、よりご苦労をいただいたのが弘本副委員長などで、やはりそれを一つまとめようじゃないかというところから出てきたのが芦屋ルネッサンスの最後の方に何点か項目を挙げていますが、あそこが一つの焦点化したところで、それよりも前のところは多くの意見をみんな集めて、ブランド力だ、景観の問題、子どもの教育の問題だとか色々出てきましたけれども、前半は多くの意見を集約してまとめただけ、一番最後の方で今すぐやらなければならないのはこれじゃないですかということでもまとめていただいたのが芦屋ルネッサンス、懇話会のまとめということになっています。

そこで我々がまとめの中でじゃあ次はどうしましょうかということで、非常にストレートに言いますと、実は私は教育委員会としてはやりたくない、文化行政についてはあまりに荷が重過ぎると。我々がイメージしたのは社会教育関係の例えば市民センターだの美術博物館だのということはどうも概念的にイメージしていたんだけど、話をしていくとそれが大きく広がって行って、そうなるとうち教育委員会が、例えば芦屋の景観の問題について、我々教育委員会が踏み込めないという現実につづかった時に、やはりちょっと後ろに引くべきではないかという思いを私個人は感じたんです。そこで教育委員会が市長部局に任せたらいいじゃないかということですが、市長部局の方でも色々議論がなされたように聞いておりますけれども、現実として教育委員会が前にでなければしょうがないだろうというところで、今回の条例策定を今やろうとしているところです。

この条例策定の根幹については、最初冒頭で原案策定委員会の中で申し上げたのですが、それでも、そこで出てきた原案の骨子なのですが、私はやはり懇話会で出てきたものが一つのベースなのだろうと思います。しかし、今、井垣委員等がおっしゃったようにやはり懇話会に出席していない者が、芦屋の文化とは何ぞやという共通理念がない。これは、やはりきちんとしておきたいという当然のご意見が今出てきているように思っていますので、中川委員長の方でお考えいただいて、共通の理解をするまで議論をするのは全く差し支えないし大いに結構なことだと思っておりますが、その議論だけでおしまいにしてもらっては、この原案策定委員会は本来の役目を果たせませんので、議論は議論していただいて結構ですから、その上に芦屋市の文化行政をどうすべきなのか、これをきちんと条例化、文書化していただきたい



いのが今回のこの委員会の目的だと私は今申し上げているとおりです。

この文化基本条例を作っていたら、非常に厳しい表現をすれば、文化基本条例を作ることによって芦屋市が文化基本条例から後退はしない。要するにこの条例があるからこれをバックにして進めてくださいというのがこの条例の設置目的だと考えてもらって差し支えないと思います。これについて今、市長部局からも二人の委員が入ってもらっていますけれども、我々教育委員会は入っていないのです。

我々教育委員会が表に出てきて色々するよりも市長部局が中心になってやっていただきたい。しかし、事務的には当分我々がやらせていただくということでやっていますので、市長部局とか教育委員会とかではなくて、芦屋市全体で文化行政が後退をしません、前に行くのみです、ということをおこの条例の中で謳っていただきたい。そういうふうにご今思っているんです。ですから、今、前回と今回と議論していて、何人かのご意見の中で、例えば前文をどういうふうにご考えるのか。前文を違う条例でつくったけれども色々な問題が出たというご意見がありました。しかし、この前文は非常に大事だと思うのです。前文を除いてあと一条から何条までというのは、条例ですから、それよりも前文で芦屋市の文化基本条例はこうですよということをお言われるのも一つの方法で価値があると思っています。

その後の条例の内容につきましては、市長はこういうことをしなさいよ。それから市民はこういうことをしなさいよ。それから、諸団体はこういうことをやらないといけませんよ。その中に教育委員会はこういうことをすべきですよ、というような一つの方向性が示されるのかもしれませんが、これもお考えいただかなければなりません、そういう中で、この条例を作っていたら、これが私が思っていることで、植田先生なんかはもっと違った意見をお持ちなんです、植田先生は委員ではありませんので、私も委員ではないので言えと言われたから今言っているだけです、ご理解いただきたいと思いますが、他に実際にやっていく中で色々なご意見が出てきて当然ですから、なんだったら中川委員長の方でご自由にお考えいただいて。私が持っている方向性は、芦屋市が文化について後退しないように文化基本条例で枠組みを作ってくださいというのがありますので、それをやっていただければ、後は後はまことにフリーハンドで中川委員長に委ねたいと思っています。長くなりましたが。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。前の委員会の雰囲気はちょっと再現されたかなと思うのですが、たくさん議論がでたんですけれどもあまりにたくさん書いても焦点ボケするというので非常にコンパクトに弘本副委員長さんに随分お手数をかけてまとめていただいたものです。もっとも、それを再現するといったら会議録をみな見てもらったらこんなに議論したのかというほど議論しているのです。

それを何とかフレームの中に落としこむという工夫をして、かなり匂わせているんですね。例えば市長部局と教育委員会との良い連携でやってくださいよという言い方でおさめているんですけれども、首長部局を逃がしはしませんよという趣旨も入っているんですね。そういう文章になっているということをお伝えしたいと思います。それではどうしましょう。

(村上委員) 委員長。すみません。

(中川委員長) はい。どうぞ。

(村上委員) 今皆様のご意見を拝聴していて、私の考えを述べさせていただきたいと思うのですが、井垣委員や金澤委員がおっしゃったように懇話会に参加してない者の意見としては、今委員長がおっしゃったように会議録を全部読まないで理解

できないぐらいの議論をされていたと想像できますので、同じ温度で同じ理解で参加するのは無理だとは思いますが、資料としていただいて読ませていただくとだいたいのことは分かって、こういうことを入れたいのだなということはある程度理解できます。

井垣委員がおっしゃったようにそれでも共通認識を一つにするために話し合いをすべきというのは、全くそのとおりだと思いますし賛成します。文化はすごく多岐にわたっていますので、それを芦屋の条例ではどう認定するかが重要な部分なのでそれについての議論が必要だと思っていますが、それにばかり固執しては条例ができないので、ある程度共通認識を決めるための論議は多少必要だと思います。

金澤委員がおっしゃったように、よく分からないということも私もよく理解できますし、何のための条例か。国の文化芸術振興基本法があるのにどうして行政がついていうのもよく分かりますし、それは委員長がおっしゃったように地方自治体に丸投げされているので拘束力がないので市長が替わるとネグレクトされるというのはすごく理解できるんですけども、一般市民として条例をなぜ作るかという、何のためにというのはすごくよく理解できるのです。

よい例として芦屋の打出分室が閉館になるという話が出た時に自治会や子ども会から反対の意見が出て、閉館を免れて今ボランティアで運営されていることがあるのですね。そういった場合に、市の方からそれは年間人件費が財政難から出ないので閉館します、と発表したのを市民が反対して今も細々とボランティアで運営しているという経緯があるのですけれども、そういった場合に例えば条例を作っておいて芦屋ルネッサンスの中にもあると思うのですけれども、社会教育施設の運営のあり方を条例でしばりをかけて市が財政難だから勝手に閉館しますということできないというしばりをつけてしまう条例だと考えていただいたらいいのではないかなと思います。

後、弘本副委員長がおっしゃったように、色々な思いがあって作られたというのは本当によく理解できるので、私たち懇話会に入っていない委員で共通認識のための話し合いを少しもっていただいて、後は教育長がおっしゃったように前文は私も必要だと思うんですね。市民が理解できない条例というのはあっても仕方がないと私は考えていますので、前文で芦屋の文化とは何ぞや、芦屋から文化をなくさないためにこれを設定したなりの、分かりやすい文章の前文があって、それを市民が読んで理解できて、条文の方は地方自治体の似たり寄ったりの部分があるので、そこは皆さんがこれを入れたいというものを盛り込んでまとめていったらいいのではないかなと思いますので、そのような会議の進め方が良いのではないかなと思います。

(中川委員長) はい。というふうになりましたから、井垣先生がおっしゃったように条例で取り扱うカテゴリーというんですか、文化行政の対象としては、このぐらいは入りますよということを皆で意見を出し合わないといけないのではないかなというのが一つですよね。

それからもう一つは、条例の中にどういう実行システムを盛り込んでいくか、ということもご意見いただかなければならないと思うんですが。だから、所管部局の話は、両またがりとか、首長部局に移管とか教育委員会ですると色々あると思うんですが、それは行政の成熟度に合わせて決めなければ仕方がないので置いておくにしても、条例が扱う分野はやはり首長部局、教育委員会関係なく、議論しておかなければならない話になりますよね。芦屋にとっていいのはどういうことかということをご意見いただけたらと思う。

それから、市民と行政ともう一つ何か主体を置くべきなのかなと。例えば事業者とか企業とかね。そんなものも主役として、条例のプレイヤーとして入れておくべきなのかなとか。そんなことを次々と皆様方でお出しただけならなと。条例の中身にいきなり入るといよりは、芦屋としてこんなことが望ましいのではないかなということからでも説き起こしただいたらいいかと。個別具体的な事業の提案でもいいと思います。そんな感じで。

(井垣委員) 前提としてね、そもそも懇話会が作られた前提として芦屋の文化が後退したというそれは何なんですかね。芦屋の条例とか宣言とか山ほどあるんですよ。山ほどあってそれがなぜ後退したのか。これが全部生き生きとしていけば芦屋の文化は後退するはずないと思うのです。

庭園都市宣言だとか国際文化住宅都市だとか芦屋という名前の付いた法律ができていて自体が非常に特異な、要するに日本の中で芦屋というものがあつたからあのような法律が、昭和26年に色々できたんですよ。そういうもので色々な規制がされたり、あるいは優遇されてきたり今までしてきたと思いますが、何十本もある条例や宣言が、多分死に文になっていると思うのです。

それは財政的なものが主たる原因だと思います。これで条例を作ったからといって財政が回復するわけでもなんでもありませんので、それをどうするのかという。なぜそれぞれの機関がだめになってきたということですね。その分析を多分されたのだと思いますけれどね、我々なんとなく沈滞しているなど。今言われたように小さな分室さえつぶそうかと。夙川の桜に比べて芦屋の桜が見劣りするなとか、そんなことだってたぶん財政的に大変なのだろうなということなんですね。

ここで条例を作ったからといって何が変わるのか。まず、後退している原因を突き止めないと、それを条例によって何を支えようとしているのか、本当に庭園から図書館から美術館から全部宣言とか条例とか皆作っておられるでしょ。その議論をやらないと、条例に何を盛り込んでいいのかそれによって本当に行政としてできるのか、同じことを、何十もある条例の上に文化基本条例ができて市民も参加します、企業も参加します、市も財政的にという名まえだけのものが、できてくるのではないかと、そういう危惧があるんですよ。

(村上委員) 今お話を伺っていて感じたのは、全くそのとおりだと思うのですが、絵に描いた餅を危惧されていると思うんですが、先ほどいいました図書館の問題にしましても、自治会と行政側と話し合いをもったときに、人件費が財政難で出ないということもよくわかるので、お金を無理に出すこともできないことは自治会の方も分かっているのですが、そうだったらお金が無い、即閉館ではなく何か工夫というか何か方法を考えられたかどうか行政の方に尋ねましたら、色々考えたけれども閉館するしか方法がないというお話があって、その時に、色々考えたという方策を具体的に教えていただけますかということをお市の方から質問したんです。

その具体的に考えられたことを一つ一つ我々が吟味して納得できれば閉館もやむをえないとは思っていましたが、行政側からお話があった、色々考えた代替案みたいなものは結局はお話されなかったわけです。そうすると、市民としては結局考えてないのではないかと財政難でイコールぱっと切ってしまうというそういうストレートなやり方だったのではないかと疑問というか疑ってしまうわけです。

なので、今回の条例もこれを作ったことによって、例えば行政側に工夫をするための労力を願いますというか、市の責務という項目はできると思うのですけれども、財政難イコール切るではなくて、財政難の中でどのように工夫して文化を存続

することができるかを、アイデアを、頭をひねるということを行政側にしぼりとして入れて、なおかつ市民が前向きに理解をしようとしなければいくら行政ががんばったとしても、それこそ絵に描いた餅になると思うので、市民の方の啓発の方にも力を注いで、そのための教育なのですけれども、子どもたちにもこういうものがあるんだよ、文化は大事なんだよ。

例えば伊勢幼稚園が美術博物館の隣でワークショップみたいなことをたくさんしているので、その子供たちは身につけていると思うのですけれども、そういうことを全部の幼稚園ですとか小学校に促進していく、市民に啓発していく行政側の工夫のしぼりと市民側にもっと啓発をするということをきっちりすれば絵に描いた餅にならないのではないかと私は考えます。

(中川委員長) はい。井垣委員がおっしゃった、これを作って何が変わるのかとかですね、今でも歯止めがきかなくなっている他の件も美術博物館であるとか、そういう状況説明を聞いて、条例ができたからといってそういうことの食止めになるのかと教育長がおっしゃったようになるのかという疑問ですよ。それに対して、村上委員さんがおっしゃってくださった一つの対案があるのですが、私は基本的には価値観を転換することしかないと思っているのです。

文化はこの都市の発展のための資源にもなる、経済にもつながっているという観点をもたないとあかんと思いますし、経済と関係のない価値としても固有価値があるという言い方があるのです。一度なくなってしまったらもう復活できないというふうな価値、そういうものも大事にしていかなければならない。価値の重点を置き換えるという転換をしないとためなのではないかということを経済の懇話会ではだいぶ話し合いをしました。

そこから実は条例ということは出てきたのですが、条例ということばかり出てくると他とどう違うのということがまた問われますよね。ですからその中で、この条例の中で今までの条例よりももっと新しいことはこれということ何か出さないとあかんと思います。それは出さなければならぬと思います。はい、どうぞ。

(神棒委員) 前回の懇話会の時には、二つ方向がありまして、一つは芦屋のもっている特別優れた点を伸ばす方法があるのかどうかということ。もう一つは、歯止めをかけて財政悪化に伴う行政の力の不足をどうやってカバーするのかというこの二つの方向で行ったり来たりした部分があったと思うんですね。

最初のころはどうやって芦屋らしさを出すかということだったんですが、中川委員長のお考えかなにかで、行政の関与の減少の歯止めをかける条例が必要じゃないかという方向に移っていったんじゃないかというふうに私は解釈しています。

(中川委員長) そんなにあの委員会で私影響力ないですから。

(神棒委員) それで、日本語が法律のつくりには不適な言葉でして、法律読んでもさっぱりわからんと。これは金澤委員がおっしゃるように、私は経済が専門のエコノミストなんですけれども、六法全書を読んでも全然意味が分からないのが現実でして、それをもとに行政は仕事をしないといけないということになりますとですね、例えば憲法25条の文化的な最低限度の生活を保障するという事項はどう解釈するかにかかってきまして、井垣委員のおっしゃる、法律家の方がおっしゃられた、条例をつくる意味がないとなってしまいますね。

(井垣委員) いや、つくる意味がないと言っているのではなくてね。どこができなかったか、ということをきっちり押さえて、では、財政難は仕方が無いですよ、皆さんだ

って震災のことを知っているわけですから芦屋市が努力されても非常に財政収支が悪いということは皆分かっているわけですよ。だから、今言われたように、市民が入ってボランティアで参加しようとかね、色々な形でできるわけですよ。

建築関係だって専門の条例も色々ありますけれども、それに文化が入っていいのか。建設部局がこの条例の下域にあるのだということを意識してもらわないとできないわけですよ。各部局の横断ということが言われますけれど、実際問題、市長部局がこの会議を仕切っているわけではない、そこら辺りもまず後退している姿勢が見えるわけです。

そういう行政が後退している原因を突き止めて、そのために、他の者では無理なんだから、じゃあ市民が参加しようという形もいいんですけど、その時に建設はどう、教育はどう、ここはどうとそれが従ってくれる形のね、市が一丸となってやろうという気にならなければそういうものは絵に描いたものになってしまうということです。

そうならないためにも各部局にも、ものが言える形の条例でなければ意味が無い。だからそういうところはまだ、教育委員会がなんとなく勝手に作ってみようやという感じですね、やっているんじゃないのかという辺りがね。

(中川委員長) まだ、ご発言のない委員さん、優先的にご発言いただければ。平山委員さん、金澤委員さんいかがでしょうか。

(平山委員) 芦屋ルネッサンスを下敷きにしていくということはそれでいいと思います。一つ、委員長がおっしゃっていることでちょっと矛盾があるなと思うことは、条例という非常に常識化したフォーマットなものに対して、芦屋ルネッサンス1から5までできていますけれども、4、5に今後の方針として、条例を作っていかなければならないという結論を得たと、この今回の会合になったと、ただ今回の会合で作らなければならない条例のフォーマットにあてはめる一番の元もとが非常に混沌としていたけれども弘本副委員長がまとめられた1から3になるということですかね。

色々な人の思いを条例というパン、パン、パン、としたきっちりとしたものにはめるといわけですね。だから、なるほど共通概念をもたないとはめられないのではないかということも分かるのですけれども、到底それは時間があってもそれは無理だと思しますので、私個人の意見としてはまず前文ありきで、皆さんご自身のこんな前文だったらいいのではないかということを書いていただいて、簡単でいいと思うのですけれども、それを持ち寄って一つ一つつぶしていく方が早いのではないかと思うのです。

だから例えば、芦屋市としての新しさとしては、金澤委員の非常に分かりやすい条例というのが一つキーポイントではないかなと思うのです。他の色々な都市を読んでも、頭にすっと入ってくるところと、きつこういことを言いたいのだろうな、と後ろの方を読んだらこんな施策がやりたいと書いてあるからそういうことの意味を全部含ませたのこれだろうなとか、条例ってそういうものになっていると思うのです。しかも誰が読んでも間違いのないようにしなければならないということです。

でも、もっと芦屋市はストレートに言ってもいいじゃないかなと思いました。ストレートにいくためには混沌とした、例えば植田元委員が熱く語ることも伺えばなるほどと、ここに出ているのだなということが分かるので、皆さんそれぞれの思いの前文を、何市のが、良いから引っ張ってこいと言われていたと思うのです。中川

委員長はこの前。そう思いながら読んでいたら、これ引っ張った方がいいなと思うのが私にもあるのです。浅い勉強しかしていない私にもこれ良いじゃないかと思って丸なんかを付けることがあるように、いいなと思うのですよ。それを一度持ち寄って具体的に話を進めて前文を作ってそこから後、定番の項目があると思いますので、前文を土台に、皆さんの前文をもとに作りましたというものを事務局の方に作っていただいてということでしょうか。

(中川委員長) よく分かります。前文を議論することはここで扱うカテゴリーを明らかにすることになるということですね。

(平山委員) 芦屋ルネッサンスの解説付き前文検討というような進め方をしていただければ。

(中川委員長) それがはっきりすれば、後のフレームとか仕組みとかいうのはわりとテキパキといくのではないのでしょうか。はい、分かりました。金澤委員さんどうぞ。

(金澤委員) やっぱり概念的で。何かこう皆さんのお話を伺っていて血がさわいでくるのですけれども、それを文章化して、誰が見ても納得するような文章。さっき井垣委員がおっしゃったように、既に条例がいっぱいあると。その条例があるにもかかわらず、それが全然生きていないから、またこの文化行政に関する条例を作ったところであんまり私にはどうしても理解できないのですけれども。例えば打出分室の図書館のように実際にこういう問題が起きた、話し合った、上手くいかなかった、じゃあ皆、一人一人の熱意が集結することであって、この文章にしたり条例にしたりということよりも行動というか実践というか。

例えば市役所にこういうことをしたい、という問題が起きた。どうしようか、というような具体的に話を持ち込んで皆で、こういう話し合いをもったりする機関があればすごく具体的に動かしていけると思うのですけれども、どんなに情報をいただいてもこれを読んでもやっぱり、そうよ、だけどどうなのみたいな世界から動けないので实际的じゃないし具体的じゃないし、皆さんの思いは実際行動で終結していかなければ、変わらないだろうなというのがどうしても私の根っこから離れません。だけど、この話し合いをする場というのが眠っていた意欲とか思いとか、熱意を呼び覚まされていくのがすごくわかるのでそういう具体的な文化のための話し合いを、何か具体的な問題が出てきた時につけこめるような場所があったらと。条例ではとても対応できないと思いますというのが私の実感です。

(中川委員長) また、こんな仕組みがありますよ、というのを出示していただけたら、それをどこの条例で受け止めていくかという議論ができると思うんですよ。何条でそれをそれ受け止めようやという。

(村上委員) 委員長よろしいでしょうか。

(中川委員長) はい、どうぞ。

(村上委員) 平山委員と金澤委員のお話を聞いていて考えたんですが、芦屋ルネッサンスそのままを条例にするのはもちろん性格がちがいますから無理だろうと思います。ただ、皆さん先ほどから論議されているように、懇話会で2年間論議していただいたことをなしにして、一からというのは絶対に時間的にも無理ですし、その2年間が無駄になるので、弘本副委員長がおっしゃったように、その思いを反映させる、参加していなかった委員が理解して自分たちの中で咀嚼して、それからそれを反映させることはできると思うのですね。法律ですから条文の中に細かいことが入らないのは百も承知で、だからこそ前文を作ったらいいのではないかとおっしゃったことには私も賛成ですけれども。ちゃんと理解して咀嚼してどういう条文にするか

と、どういう項目をいれるかが大切なことではないかなと思います。

金澤委員がおっしゃった提案を入れる場所というのは、今お困りです課もあるかなと思うのですが、例えば条例を制定した後、審議会が何かにかけるのでしょうか。審議会ができたと言うこともできるのではないかなということで、受け皿は条例ができたなら、自動的にという言い方はすごく変ですけども、できるのではないかなと思いますので、まず私はやはり条例が必要で、条例がないと何のしほりもなく、委員長がおっしゃったように市長が替わると条例がない時は、お金が無い時はやめようと言われたら終わりなので取りあえず条例を作っておいて、行政にしほりをかけておいて、市民の皆さんが啓発によって提案するところがほしいと思われたら審議会に行けば良いし、お困りです課に行ってそこでまわしてもらうこともあるので、私はまず条例を作ってからのお話かなと思うのですね。なので、共通認識とか色々なことについて論議を深めていったらどうかと思います。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。弘本副委員長いかがですか。

(弘本副委員長) 皆さんおっしゃっているような形で進めていったらよいのではないかと私も思いますね。議論がどんどん拡散していても時間的な問題もありますし、その中で、前回の懇話会の思いを汲み取りながらそこに改善案があればまた加えていただくといいかなという形で条例を形づくっていければ一番望ましいのであろうと思いますので、そのための議論の進め方として、前文を持ち寄るといいのかなというのはともかくとして、前文の議論からは入っていくのが入りやすいということであればそういう形で議論をして条例が目指すものというもののイメージを共有していく作業というのも一つの入り方としてはあるのではないかなと思います。

それと条例に関して、条例があって役に立つのかとか、非常に抽象的過ぎて概念的過ぎて分からない、というご意見も率直な市民感覚の意見だと思うのです。

そういうふうに見えるというところに条例のもっている性格というものがあると思うのですけれども、今も村上委員がおっしゃったように、金澤委員がおっしゃったようなことを実現していくためにこそ条例が必要というような関係性があると思いますので、それはどんどんこういうことができる芦屋であってほしいということをおっしゃっていただけたらいいと思うのです。

それをまた委員が受けて、それではこういう項目が条例の中にあつたらいいのではないですかね、というようなやり取りのキャッチボールをしていければそれぞれの役割を果たしていければ最終的に条例の形に吸収していくことができるのではないかなと思いますので、そこはあまり遠慮なさらず自由に意見をおっしゃってくだされば、それを受ける方はたくさんいらっしゃると思いますので、受けて返していくというような形で練り上げられていくのかなというふうに思います。

平山委員がおっしゃっていた、ルネッサンスを条例化するのは到底難しいのではないかなという話ですけども、これもこのぴったりのまま条例にはめるとい話ではないので、ここに書かれているエッセンスを、骨の部分はどう条例によって可能にしていくかということについて議論を尽くしていったらいいと思いますので、文言一つ一つをすべて盛り込んでいくということではないというふうに理解していただけて結構かと私は思っております。

条例はシンプルがいいというのは私も同感で、誰にもストレートに伝わっていきやすいものであり、またその使い勝手がいいものといひますか有能な人材、行政マンの方や市民の方がそれを活用して何かをしていく時に最も頼りになる存在であるといひますか、大きなバックボーンになるべきものであるべきだと思いますので、

あまり微に入り細に入りというようなことをするよりは、大きな枠組みとして芦屋として筋が通ったものにしていく。そこにもっていく前段階としての条例の理念を共有する作業として前文の議論を一遍していくということがこの会議のあり方としてはいいのかなと皆さんの意見を聞いて思いました。

(中川委員長) はい、ありがとうございます。他、ありますか。

(平山委員) どうして前文を宿題にして持ち寄った方がいいかというのは、芦屋ルネッサンスの中の文言をすべて条例にうつすというそういう意味ではなくて、この中の一つの文章についてもどれだけ重きを置いてそれを重点に主張してらっしゃる方がいらっしゃるのだと思うのです。ですから、どこに重点を置いているかというのを前文づくりで各委員がどういうふうな組み立てでこれをやっていけばいいのかというのが瞬時に分かるのではないかと。議論を尽くす、言葉と言葉でやるのもそれもよく分かっていいのですけれども、その方の一番考えの中心はどこかということはやっぱ文章で見せていただく方が早いという気がするので、それで箇条書きでもいいかもしれませんが、京都市のここという具体的にちょっと議論したいなと思いました。

(中川委員長) はい、分かりました。後、行政側の委員さん何かご発言ございますか。

(竹内委員) 一つ気になることがあったのですが、芦屋市の条例が法律のように一般も特別なものもないようですね。どれも同じようになっている。一つはその部分でさきほどおっしゃられた上位の条例でなければ意味が無いと言われた部分があるんです。そういうふうにはならないだろうかと。

もう一つにつきましては市長部局で、作った条例というのに、例えば教育委員会とか違う部局に網掛けができる条例なのか、というのが疑問があるところですね。市長部局でやらなければ芦屋ルネッサンスで書いてあるような総合的な推進というのはできないかなと思っています。その、教育委員会の中ではその部分の教育委員会が趣旨とする部分を実行していくことになる。市長部局が全体の条例を作った時に、それは教育委員会を拘束するのかどうかというのは今はちょっと分からないと私には思うんですけれども。

(中川委員長) ちょっとその辺は教育委員会の所管がおっしゃっていただけますか。

(橋本教育部長) 話が前の発言とちょっと離れるかもしれませんが、社会教育部長ですが、先ほど井垣委員がおっしゃった気になることが誰も行政で答えてないのではないかと思いますので。市民が実際この18年3月に文化振興財団が解体されてからの文化行政が非常に後退したかどうか。特に後退していると言えるのが、市民センターのルナホール事業につきましては、当然全体の文化振興財団の解体にともないまして2億2600万円という財政的な削減をしないと芦屋市の存立も危ぶまれるという危機的な財政状況が当時ありましたので、文化のところにも一部切り捨てせざるを得なかったということがあります。特に一番問題になったのは文化振興財団がそれまでずっと蓄積していたマンパワーが市民センターでも解散ということでなくなったということで、今細々と落語ですとか能狂言等の前の人脈で、つなぎでいけているところは色々な舞台での事業等ができていますのですけれども、多くの市民が望まれているようなルナホール事業ができていないというのが現実で、文化振興財団の時にあったような事業をもっと見たいねというのは、市民センターの職員はしょっちゅう聞いております。そういう意味では非常に後退したというのは事実でございます。

後は、幸か不幸か指定管理にすることによって、スポーツ事業であるとか谷崎潤



一郎記念館につきましては、直営のときより広く、読売グループの指定管理者に運営をしていただいております、PRも上手ですし自社の中央公論新社の色々な今までの資料も展示していただく等、以前よりも直営でやっていた時よりも数段よくなっているということで、全体的にも大きく下がった部分と逆に直営の時よりも指定管理することによって上がったという部分があり、相殺してどうかということはまだ全体のレベルで分かりませんが、非常に後退した部分と市民参画に基づくNPO組織にやっていただくことによって、最大ユーザーがサービスの提供者になったということで、より市民に親しまれるような事業展開ができるというメリットも感じているところでございます。ですから全部悪くなったということは当てはまらないということは私自身思っております。先ほど井垣委員がおっしゃっていたところで、功罪色々下がった部分と上がった部分があるのかなと思いました。

それと、竹内委員がおっしゃっているところは、私どもも本来総合行政につながるところが教育委員会でリードできる部分と、あるいは市長部局がリードできる部分があるのかなと。逆に教育委員会ではできないという限界を感じております。やはり、人、もの、金ほとんど市長部局に、一応執行機関として独立しておりますけれども、ほとんどが市長部局にお願いしないと出ないということが大きいものですから、教育委員会としての文化施設を利用して交流事業をやりたいと思っても、当然、人とか金がついてまわりませんと絵に描いた餅になりますので、その辺は市長部局に文化の大切さを認識していただくことによって、全体の市民により良い文化行政のサービスを推進していけたらいいなという思いで。当然、教育委員会も文化に関わるものが広範囲にございますので、その辺は一生懸命やっていきたいなという思いであります。

(中川委員長) 井垣先生、いかがでしょうか。先ほどの教育委員会所管の条例と首長部局の所管する条例と、私は団体意思ですから両方とも拘束すると思うのですが。

(井垣委員) うん。どこが展開しようが議会がされるわけですからね。上位法と下位法とルールとしてないと思いますけれどもね。横断的に適応できて、色々な部局が、建築関係は特異な法律もありますし、色々規制もされ文化の視点が入って、広く行き渡らないと意味がないわけなんです。たぶん部局がだいたいガードが固いじゃないですか。そこを横断的になんとかできるのかという辺りが、その辺りも条例にきちんと書き込まないといけないと思っておりますけれども、実際もそういう意識になってもらわないと、よそは違うよ、教育委員会だけががんばっているみたいなのでは意味がないので。

(藤原教育委員長) 今おっしゃるとおりですね。我々が今、原案策定を教育委員会の手で行っているようになっておりますけれども、これは我々があくまでもお仕事をしているだけであって、議会に提出するのは市長が議会に提出するわけですから、できたものは市長が作ったものになるわけです。我々はその代役をしているという意味です。教育委員会がやったから、この効力が無くなるとかというものではありませんので、市長もそれは十分理解して我々に委ねていただきますので、これは大丈夫だと思うんです。

それから、先ほどうちの部長の方から話がありましたけれども、私は正直なところ、この文化行政の条例は本当に作りたい。数年前、14、15年ですか、芦屋の行政改革をしないといけないよということ、指定管理制度を導入しても構わないという地方自治法の改正が導入され、良いところ取りをしてしまった感じを私は思っているのです。行政改革をしないとダメ、これは民間の手にゆだねたらよろし

い、という良いところ取りをしたのだけれども、結果として市の行政の方からは文化に対する踏み込み方が弱くなったという気がして、それを補うためにも文化基本条例を作って、そこに行政も大いに足を入れるのですよ、というふうにしてもらいたい。そのための私はこの文化基本条例は、先ほど言葉は、非常に悪い言葉を使いましたけれども、足かせをすとか、枠組みを作るとか、後ろに下がらないようにすとか言いましたけれども、これを行政も大事にして、市民も大事にして、芦屋から文化がなくなるとは何も残らないというふうなことで。

私は芦屋というものを見まして、芦屋の文化が高いとか言いますが、これは市民がもっている文化が高いのであって、行政がもっている文化というのは、いかなものかなという気がするので、こういう条例を作ることによって行政も文化に大いに肩入れをしますよ、という証にしたいという思いでいるのですけれども。

それで、井垣委員のおっしゃったように、文化の条例を色々作っても実際にという話が出て、私もそうだなという思いで聞いたのですが、私はこれを作ることが文化に対する肩入れを市民にアピールする一つの大きな役割も果たしてくれるのではないかなと期待しているわけですが、以上です。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。先ほど竹内委員さんがおっしゃったことに関して井垣先生ともお話したのですけれども、条例というのは議会で議決するものですから、たとえ所管するのが教育委員会であり、発案者が教育委員会であっても、実態的には全市を拘束するわけです。そういう意味では、所管部局がどこかという議論、少しこれは、我々は内部の議論というふうに理解している。

条例を作ると決定した時に全市を拘束するものと既にそう理解しています。その辺はちょっと見解を統一しておいていただけますか。条例はできたけれども、これは教育委員会だけの条例ですよということはありません。もう前回その議論は我々では終わっているのです。つまり、事務局をどこがもつかということだけだと。

それで事務局を首長部局がもった方が、機動力がでるのか、いや、まだ教育委員会の方で過去に実績もあるので内部を機動的に効率的に改革していくとともにこれをもった方が有利なのか、それは行政内部で判断してくださいと我々言ったのです。けれども、希望は首長部局に移管した方がいいと我々言っています。ですから今、議論が二重になってしまったのですけど、条例ということを決めたからには全市を拘束すると理解していただきたいと思います。

それから、一般法と特別法と条例にその議論を当てはめることはあまり聞いたことないんですけれども、基本条例と個別条例と、また別にあるわけで、法律にも基本法と個別法があるので、これは文化基本条例という位置付けですからこれを受けて、例えば生涯学習もがんばりましょう、各施設もがんばりましょう、各事業分野もがんばりましょうという、とその大本になる条例と位置付けてほしいと僕は思っています。だから、一般法とか特別法とかじゃなくて基本法的な位置付けで理解した方がいいのではないのでしょうかということ全体議論として再統一しておきたいと思います。

ありがとうございました。それでは、大変貴重な意見を賜りましたので、次回の議論の仕方、平山委員さん、村上委員さんがご提起くださったことを踏まえまして一遍前文はこうあるべきだという議論をしましょうか。その中で、芦屋に関するイメージだとか芦屋に期待するものとか芦屋のもっている資産とか出てくると思うんですね。それは何もこのビジョンにこだわることなく、出していただければいいと思います。

それから、金澤委員さんもおっしゃっておられたように、具体的なこんな事業が欲しいとか、こんな仕組みが欲しいとかいうのもその時出してもらえたら私は構わないと思います。それは具体条文の中でどの条文で受けられるかという議論をすればいいと思いますので、その条文の議論の時に一遍おっしゃったらここ議論しましょうということに。

それから、皆さんに一つお心に留めておいていただきたいと思いますのは、扱う範囲ですよね。このビジョンでは都市景観とか文化の行政を練り込んだまちづくりといったところまで踏み込んでおります。そういう意味では芸術だけではないのです。その辺のところはご了解いただけるかなと。このビジョンのかけられているカテゴリーです。

それから四日市市とか京都もそうだったと思うのですが、対象者別にえぐっているんですね。青少年を対象としたとか、勤労者とか人を対象別に具体的に条文の中で描いていると、そういう描き方をした方がいいのかということも皆さん頭の中で描いていただけたら。今言ったカテゴリーは分野別というか、後半は主体別のカテゴリーになるのかなと思うのです。その辺をいかに具体的に入れ込んでいくかということはこの委員会で議論できればと思っています。

それでは、次回前文をもとにまたもう一遍自由討議してみようということになったと思いますが、その辺でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。井垣委員いかがですか。

(井垣委員) 前文からでもいくらでもできる話だと思いますが、先ほど弘本副委員長さんが芦屋ブランドだけをメインにしているのではないというふうに言われていましたけれども、そうはおっしゃるけれどもこのルネッサンスの中にはね、例えばですね、「芦屋文化の発展的な継承」ということでね、成熟した生活文化の担い手としての意識や負担力のある市民や事業者を増やす、芦屋ブランドの価値の向上への投資をする、そういう具体的な目標が掲げられているわけです。だけど、芦屋にはそういうブランド価値の層がいることは間違いない、それが芦屋を形成していることも間違いないのですが、逆にいえば同和問題もあるし、色々な問題も抱えているわけです。

芦屋に住みたい、六麓荘に住みたいという層もいるだろうけれども、例の芦屋で、阪神間に住みたいという人もおられるわけ。その人たちをどこまでを対象にするのか。かなりブランド力に傾斜した報告書になっていると思うのです。そのための投資をもとにしていくんだという形のね議論ではおかしいんじゃないのというのが言いたいところでね。どこまでを範囲にしているかということで、それだけじゃないよとおっしゃるけれども、書かれているのはそこがメインに書かれているのです。一番の骨格になっているのです。そういう議論をしなければいけないんじゃないですかということを行っているのです。それを前文の中で議論したって構いませんけれども。

(中川委員長) 先生がおっしゃる同和問題とか、在住外国人の問題であるとかもっと広がっていったら女性、子ども、高齢者その他のソーシャルマイノリティーということもカテゴリーに入れていかないとあかんということですか。

(井垣委員) そういうことです。

(中川委員長) それは私も賛成です。

(井垣委員) それが芦屋ルネッサンスには抜けている感じがするんです。

(中川委員長) 文化と人権ということですね。それは貴重なご指摘をいただいたと思います。

す。あれは、実はビジョンでは文化的人権ということをちょっと議論したんですけども、最終的にはそれを書ききれなかった。そこまでいうと、ものすごく話が長くなるなということで、ですから今回は議論しましょう。会議録には残っていると思います。

(平山委員) あの、芦屋ルネッサンスは非常にコンパクトにまとまっているんですが、これのもう一個前ぐらいのまとめはありますか。

(中川委員長) もう一個前ですか。

(平山委員) ここまでコンパクトになる前の、もう一つ前の。

(弘本副委員長) それはいいですね。それはもう膨大な会議録というものすごい量になりますね。

(井垣委員) それでは、我々の方からね、例えば芦屋という文化資源は何か、そういう質問コーナーでもいいですからね、弘本副委員長さんから説明いただく。具体的なことはこんなことを話していたんだよということをしていただければ分かってくるんだと思うんだけど。非常に抽象化したこういう文章を書かれるのは非常に大変だとは思いますが。私にもよく分かるんでね。自由な議論をこうやって集約される技術はすごいと思うけれども、それを我々に伝えるのはまた大変なんですよ。頭の中にあるものと、我々の中に伝わったものとはものすごい量の差があるわけですね。だからその辺りを少し議論して、何を芦屋の中に大事にしていきたいのか決めていって、それが前文にできるだけ反映されるように、かつ、それを具体化するために行政にこういうことをしてほしい、あるいは市民参加がもっとがんばろうという形をつくっていかないとなんとなく一致点が見出せないという感じがずっとしているんです。

(村上委員) すみません。今の話を伺っていて思ったんですけど、芦屋ブランドというよくJR芦屋付近のきれいなお店と派手な格好をした若い女性、あしやレーヌというらしいんですが、そういう人たちをイメージしがちというのはすごくよく理解できますし、それはマスコミの功罪かなとは思いますが、そういうのを取り立てて派手に宣伝してしまうので、芦屋市民以外の方がそういうものを見ると、芦屋というそういう高級ブランドかそれに身をまとった若い女性かマダムという方々というのを連想しがちというのはよく理解できますけれども、芦屋ルネッサンスの芦屋ブランドという言葉を見て私が理解したのは、芦屋にずっと生活する市民としての感覚、これは私一人の感覚なんですけど、もの言う市民といいですか、日ごろから文化に触れていて、それが当たり前を感じている市民が行政にきちんと話をもっていける市民というのが芦屋ブランドではないかなと私自身理解しているんです。なので、今回の市民委員の応募にどれだけ来たか分からないんですが、例えばそれにたくさんの市民が応募して、選ぶのがすごく苦労したというぐらいの市民がたくさん生活しているイメージとしての芦屋ブランドを定着させる意味の前文ですとか、条例を目標にしていればいいのではないかなと。というのは、マスコミが作りあげた架空の、といいますかそれも実質あるとは思いますが、芦屋ブランドというきらびやかなイメージを覆すような条例というか、本来の芦屋ブランドというのは、もの言う市民のこと、きちんとした文化的生活を享受していてそれを発信していける市民、市だけではなくて、行政だけではなくて、国や海外に向けても発信している市民を育成するというイメージを

(中川委員長) 市民が市民を教育し合う、自立した市民社会。

(村上委員) そうですね。そういうものが芦屋ブランドだという考え方でいけばいいと思

います。

(井垣委員) していったらいいんだけど、芦屋ルネッサンスはそうっていないのではないかということを行っているわけ。

(弘本副委員長) そんなことはないんですけどもね。

(井垣委員) 「美しい言葉づかいや暮らしのマナー」という言葉がちりばめられているんですよ。

(弘本副委員長) それは、会議の中で出てきた一部分であって、その根幹のところには今おっしゃったような市民文化を育てていくというところに、市民の何というか、モラル。

(井垣委員) それがどこに出ていますか。そういうフレーズが。

(弘本副委員長) それは、「市民文化政策の方向性」というところに。

(井垣委員) 「市民文化政策の方向性」というところに具体的にどのように出ていますか。

(弘本副委員長) 文言一つ一つを照合してご紹介するのは難しいですけども。

(神棒委員) 前回のこの芦屋ルネッサンスの時の委員の構成からみて、例えば、非常に芦屋に長く住んで芦屋に愛着をもってそれをプライドにしている委員が随分多かったんですよ。したがってですね、まちづくりとか例えば言葉づかいとか着る物とかいうものがレベルが高いという満足感あふれる委員がかなりおられたわけです。では、どうやってそれを特徴として訴えていくかという話がずっと進んでいたんですね。そのうちに、いや、そうじゃないと。指定管理者によるサービス低下とかあってね、これでは文化行政が立ち遅れるとか、なんとかせなあかんとか、いう意見がすりかわってきましてね、満足感の言葉を弘本副委員長がひろって、かなりちりばめてお書きになっているんですけども、現実的な問題意識は非常に、芦屋市民であることに非常にプライドをもっている委員が多かったということは認めていただかないと。

(井垣委員) たぶんプライドは皆もっていると思うんですけど。

(神棒委員) だけど、世の中はくずれかけて、特に日本全体をみますとね、非常に色々なかたちで、例えば水道の補修費用さえ出てこないという市がいっぱいできてきている。橋も崩れてきた。小学校の耐震工事もできない。こういう不安な状況の中で芦屋だけまだ文化行政に力を入れようというだけ私は非常に立派な市政をやっていると思う。私は色々なところにサラリーマン時代転職したりして知っていますけれども、芦屋市役所の対応というのはかなりのレベルだと私は思います。つまり、距離が近い。市民と市役所のね。こういう特徴をいつまでも守っていくためにどうすればいいかというふうに考えるべきだと思います。だから、そういうプライドがつい出ちゃってね、それがおかしいんじゃないかと。

(井垣委員) 皆さん、そればかりになっちゃいけませんよ。

(神棒委員) おっしゃるとおりです。

(井垣委員) 皆芦屋が好きだから住んでいるわけで、それを否定することはなにもないわけで。

(神棒委員) 皆さんほとんどが住み着いて離れたくないという意識をもっているほどこの市は魅力的だと、そういう事実をけしからんといわれてもそれは感情の問題だから。

(井垣委員) それをけしからんと言っているわけではなくて、それを主体とした条例づくりでは、いかなのじゃないかと言っているわけです。

(神棒委員) どんどんこうある必要があると芦屋市も増えてくるんじゃないかという予想が非常にされるわけです。それに対応して我々はがんばらないといけないと思いま

す。

(中川委員長) ちょっとよろしいですか。今の議論は大変意義のある議論で、非常に重要な視点を教えていただいたと思うのですが。前の議論をもう一遍再現してみますとね、都市政策としては芦屋ブランドを前にだそうと。これは地価を下落させることも防ぐし、芦屋市民の誇りにもつながっていくだろうと。その市民というものは、今、井垣先生がおっしゃったように、様々な市民がおられて、0歳から120歳まで、障害がある人ない人、そんな色々なカテゴリーがありますけれども、それも全部市民ですよ。そこの市民においては、どういう市民文化を開いていくかといったときに、市民が主人公になれるような文化政策をやらんとあかんよねと。やっぱりその根底に人権が必要になっていくよねという議論はちょっとしたと。そこには芦屋マダムの話もちょっと出ましたけれども、そんな人ばかりが得をするような文化政策では、また不公平をつくるじゃないのと。それこそ、ユネスコが言っている機会的平等で、暇と金が余っている人が得をすると。それではいかんというところをちゃんと押さえないといかんよねという話は確かしたはずですよ。ただ、後半の市民文化政策の方向性の中で専門家としての芸術家と市民にアートを教えられるような教師的な人材は大事にしないといけないという話が出てきたんです。そのところがごちゃごちゃになって議論されているので、都市ブランドとしてはアイデンティティーとか、ブランドという言葉が使われたけれども、市民ブランドと言ったことはないんですよ。市民には差別をいれたつもりはないんですよ。そのところは誤解が生じたかなと思うのです。オーバーラップして、都市の政策としてはブランド志向、市民にあなたはブランド市民、あなたはノーブランドというのはありえないわけで、それはちょっと誤解の無いようにしていただきたい。今、井垣先生がおっしゃるように同和地区の問題もある、障害、非障害の問題もある、在日外国人の問題もある、それら全部をふまえた文化政策というのをきちっと構想すべきです。当面そういう方向で。

(中川委員長) それではちょうど12時になりましたので、次回の進め方をもう一遍確認していただいて、次回の日程調整もしたいと思います。平山委員さんからもご提起がありましたように前文の原案をそれぞれ書いてきていただける人は書いて来ていただきたい。それから、原案まで書けなくてもこの要素を盛り込んでという希望をそれぞれ出していただきたい。それは箇条書きでも構いません。もちろん事務局の方も出してください。皆オープンですよ。それでないと議論が上手く進まないのではないかと。それをベースとして、皆さんでこれも入れて、あれも入れてという議論にしませんか。そうする中で、この条例の中で扱うべきカテゴリー、さっき言いましたけれども、主題もカテゴリーも出てくるでしょうし、扱うべき生活文化と芸術文化とも出ますでしょう。学術も入れるべきじゃないかという議論も出てくると思います。その議論を一回させていただきたいと思います。

それが終わりましたら、条例なんて、条文そのものはあっさりしたシンプルなものですから、システムとか範囲とか理念がはっきりすれば、後はこれでいいんじゃないかなとサクサクいけるんじゃないかと思しますので、それ以後は出していただいている原案を叩いていくという形で対応させていただければと思います。

次回ですけれども、事務局さんは5月中にもう一回やってくれということですが、これはどうしましょう。

(事務局) 事務局からですが、この前日程表を配らせていただきましたが、6月の日程ですが、やはり議会の関係がございまして、議会が開催されるまでは日程の調整が

きませんのでご了承ください。

(中川委員長) ただいま調整いたしましたところ、5月27日の夕方ならかなりいけるといことで、ただ残念ながら弘本副委員長がその日は具合が悪いということですので、弘本副委員長だけは私の方から後日報告させていただくということ、ご容赦いただけますでしょうか。金澤委員も出られるということ、5月27日の夕方ということでご了解いただけますか。

(金澤委員) 5月27日は何曜日ですか。

(中川委員長) 水曜日です。夕方ということですが、何時ごろですかね。私は授業があるので、終わってからだと17時以降です。

(中川委員長) 取りあえず次回の日程を決めさせていただきましたので、次回5月27日夕方の17時から開催させていただきます。それでは本日の会議は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

<閉会>